

※「商品の売買契約を2回以上継続して締結する必要があるとき」については、その旨（定期購入である旨）及び金額、契約期間その他の販売条件について全て表示しなければなりません。

**【契約期間の表示】**

- ・最初から契約期間（回数）が決まっている場合にはその契約期間（回数）を、購入者から解約の通知をしない限り契約が継続する無期限又は自動更新のある契約である場合には、その旨を示す必要があります。

**【総額の表示】**

- ・定期購入する際に、購入回数（期間）が決まっている場合には、購入者が支払う価格については、「総額表示」あるいは、総額が計算できるよう「初回＋2回目以降の価格」について表示する必要があります。

なお、購入回数に条件（回数縛り等）がある場合は、その旨及び総額を特に分かりやすく表示し、また、期間の定めを設けていない定期購入契約の場合は、半年分や1年分などまとまった単位での購入価格を目安として表示してください。

**【支払時期及び引渡時期の表示】**

- ・2回目以降の代金の支払時期や商品の引渡時期が、初回の条件と異なる場合には、その条件を表示する必要があります。

例1) 支払時期 初回：申込から○日以内、2回目以降：商品お届けから○日以内

引渡時期 初回：申込から○日以内、2回目以降：前回発送後30～35日以内

例2) 初回支払時期：申込から○日以内、

引渡時期：申込から○日以内、2回目以降は、毎月○○日に商品発送、支払いは  
配送後○日以内に振込み

**【解約条件の表示】**

- ・解約するにあたり、最低契約期間（回数）についての条件がある場合には、その条件を表示する必要があります。また、その条件に基づき解約する際には、いつまでにどのような手続きを行う必要があるかについても表示しておく必要があります。

※本件ウェブサイトにおいては、広告ページに、「お得な定期コースは毎月自動でお届けするコースです。」と表示しているところ、「契約期間」を明確に表示してください。

なお、1回の契約で複数回の商品の引渡しや代金の支払を約することとなる場合は、特定商取引法第11条第1号から第3号までの規定により、購入者が支払うこととなる代金の総額等の条件を全て正確に表示する必要があります。

**II. 顧客の意に反して契約の申込みをさせようとする行為（特定商取引法第14条関係）**

本件ウェブサイトにおける次のような表示は、顧客の意に反して契約の申込みをさせよ